

弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画
改定の概要について

令和8年10月

弘前市



弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画について

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として平成24年に制定
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画とは
新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的を達成するため、国は政府行動計画を定め、県は政府行動計画に基づき県行動計画を、市は県行動計画に基づき、市行動計画を作成・変更することが規定されている。
(市は平成28年作成、令和2年改定済)
- ・ 今回の改定について
新型コロナウイルス感染症対応の経験等を基に、政府行動計画が令和6年、県行動計画が令和7年に改定されたため、**その内容に準拠し、市行動計画を改定。**

・ 主な変更点

項目	改定案	現行計画
対象疾患	新型インフルエンザ <u>以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応</u>	新型インフルエンザをメイン
対策項目	① 実施体制 ② 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ③ まん延防止 ④ <u>ワクチン</u> ⑤ <u>保健</u> ⑥ <u>物資</u> ⑦ 市民生活及び地域経済 <u>安定の確保</u>	① 実施体制 ② 情報提供・共有 ③ まん延防止 <u>に関する措置</u> ④ <u>予防接種</u> ⑤ <u>医療</u> ⑥ 市民生活及び地域経済 <u>の安定に関する措置</u>
時系列区分	ア 準備期 イ 初動期 ウ 対応期 <u>3つの対策段階</u>	ア 未発生期 イ 海外発生期 ウ 国内発生期 エ 国内感染期 オ 小康期 <u>5つの発生段階</u>
計画の構成	<u>対策項目毎</u> に、 各対策段階における取組を記載 （①実施体制-ア準備期，イ初動期，ウ対応期，②情報提供-ア準備期...）	<u>感染症の発生段階毎</u> に、 各対策項目における取組を記載 （ア未発生期-①実施体制，②情報提供・共有，③まん延防止...）

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の概要

(計画P3～P9)

- ・ 新型インフルエンザ特別措置法の意義や行動計画の作成・変更について
- ・ 感染症危機を取り巻く状況や危機対応の経験について

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針の概要

(計画P10～P30)

- ・ 新型インフルエンザ等対策の目的及び対策の基本的な考え方
- ・ 想定シナリオ
- ・ 対策実施上の留意事項及び役割分担
- ・ 新型インフルエンザ等対策の項目等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

① 実施体制（計画P31～P39）

準備期	・ 行動計画や業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。 ・ 国や県が実施する研修や訓練等に参加し、対策に携わる職員を養成する。 ・ 関係機関との連携体制の構築及び確認を行う。
初動期	・ 新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合、情報収集に努めるとともに、初動対応についての検討を行う。 ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、庁内連絡会議を設置し、全庁対応体制の準備を行う。 ・ 状況に応じ、市対策本部（任意設置）、または警戒対策本部を設置する。 ・ 対策実施に必要な財源の準備を行う。
対応期	・ 県と連携し、適切な対策を実施する。 ・ 職員派遣等への対応を行う。 ・ 緊急事態宣言が行われた場合は、市対策本部（法定）を設置する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（計画P40～P42）

準備期	・市民に対し、感染症危機に関する理解を深めるための情報提供及び共有を行う。 ・県や関係機関との感染状況等の情報提供・共有についての手順を確認する。 ・国からの要請により、コールセンター等を設置する準備を行う。
初動期	・準備期に整備したリスクコミュニケーション体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。 ・新型インフルエンザ等の患者の健康観察や生活支援のため、県より、感染状況等の情報提供・共有が行われることがある。 ・国からの要請により、コールセンター等を設置する。
対応期	初動期に準ずる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

③ まん延防止（計画P43～P47）

準備期	・ 基本的な感染対策の普及を図る。 ・ 県と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策への理解促進を図る。
初動期	・ 国の要請に基づくまん延防止対策の準備を行う。
対応期	・ 県が実施する患者への対応や濃厚接触者への対応に協力する。 ・ 県から外出自粛要請等が行われた場合は、市民に対し周知を行う。 ・ 県から基本的な感染対策等の徹底の要請が行われた場合は、市民や事業者に対し周知を行う。 ・ 市立小・中学校の休校や、市の公共施設の休止等の判断を適切に行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

④ ワクチン（計画P48～P59）

準備期	・ ワクチンの接種に必要な資材の確保準備を行う。 ・ ワクチン供給体制の構築準備や、市医師会等と連携して接種体制の構築準備を行う。 ・ 予防接種施策の推進のため、庁内連携の強化を図る。 ・ 予防接種事務のデジタル化に向け、国が示すシステム等の整備を行う。
初動期	・ 接種に向けて必要資材や会場を確保するとともに、医師会等と調整し医療従事者を確保する等、接種体制の構築を行う。 ・ 住民接種に向けて、必要な人員の確保及び配置等、全庁的な実施体制の確保を行う。
対応期	・ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行うとともに、必要に応じ拡充する。 ・ 接種記録を適切に管理する。 ・ 予防接種に係る情報について、市民へ周知する。 ・ 予防接種により健康被害が生じた場合、健康被害救済の対応を適切に行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

⑤ 保健（計画P60～P62）

準備期	・ 新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来す可能性のある要配慮者を把握し、支援内容について検討する。
初動期	・ 県からの応援派遣要請に備え、準備を行う。 ・ 県の設置する相談センターについて周知する。
対応期	・ 県からの応援派遣要請があった場合、これに協力する。 ・ 県が実施する健康観察に協力する。 ・ 県からの情報共有を受け、患者や濃厚接触者に対する必要なサービスや物品の支給に協力する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

⑥ 物資（計画P 6 3～P 6 5）

準備期	・業務に必要な感染症対策物資等を備蓄する。 ・市民に対し、マスク等の感染症対策物資や食料品、生活必需品を平時から備蓄することを勧奨する。 ・医療機関、福祉施設、教育施設、事業者等に対し、職場等における感染症対策物資を平時から備蓄することを勧奨する。
初動期	・市の備蓄を確認するとともに、市民にも備蓄の準備や確認を行うよう周知する。 ・物資の購入に関する誤った情報で混乱が生じないように、市民に対し、冷静な対応を呼びかける。
対応期	・県からの備蓄物資等の融通に対する要請があった場合、これに協力する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

⑦ 市民生活及び地域経済安定の確保（計画P66～P70）

準備期	・ 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。 ・ 生活支援が必要な者に対する支援内容、搬送、死亡時の対応について、具体的な手続きを決めておく。 ・ 火葬能力等の把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための調整を行う。
初動期	・ 事業者等に対し、必要に応じて従業員の健康管理の徹底、有症状者への休暇取得の勧奨、テレワーク・時差出勤等の感染拡大防止対策準備を勧奨する。 ・ 物資の安定供給のため、市民等に対し適切な消費行動を呼びかけるとともに、事業者に対して価格高騰抑止や買占め・売惜しみ防止について要請する。 ・ 国の要請により、火葬能力の限界を超える事態に備えて臨時遺体安置施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

⑦ 市民生活及び地域経済安定の確保（計画P 6 6～P 7 0）

対応期	・ 新型インフルエンザに関連して生じ得る心身への影響を考慮し、メンタルヘルス対策、フレイル予防等、必要な施策を講ずる。 ・ 国の要請により、生活支援を要する者への対応を行う。 ・ 学校の使用制限や臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ学びの継続に関する取組等の支援を行う。 ・ 生活関連物資の価格の安定に関し、初動期の取組を継続するとともに、国や県が行う取組・措置に必要な協力を行う。また、市民への情報共有や、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ・ 円滑な火葬が実施できるよう対応を行うとともに、臨時遺体安置所の設置、県の要請による広域火葬や、特例の埋火葬の手続に対応する。 ・ 地域経済活動の安定のため、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者に対し、公平性に留意しながら必要な措置を効果的に講ずる。
-----	--